主

被告人を懲役11年に処する。

未決勾留日数中250日をその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は,

- 第1 酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを 身体に保有する状態で、平成29年11月27日午後10時20分頃、北海道 登別市a町b丁目c番地付近道路において、普通乗用自動車を運転し、
- 第2 前記日時頃,前記車両を運転し,前記場所先の押しボタン式信号機により交通整理の行われている交差点を d 町方面から e 町方面に向かい直進するにあたり,交通トラブルの相手に警察に通報する旨告げられて逃走中であったことから,同信号機の信号表示を意に介することなく,同信号機が赤色の灯火信号を表示していたとしても,これを無視して進行しようと考え,同信号機が赤色の灯火信号を表示していたのに,これを殊更に無視し,重大な交通の危険を生じさせる速度である時速約91キロメートルないし97キロメートルで自車を運転して進行したことにより,折から同交差点入口に設けられた横断歩道上を青色信号に従って右方から左方に向かい横断歩行中の被害者(当時19歳)に自車右前部を衝突させた上,跳ね飛ばして路上に落下させ,よって,同人に頭蓋骨破裂の傷害を負わせ,同日午後10時53分頃,北海道室蘭市内の病院において,同人を前記傷害に起因する外傷性脳損傷により死亡させた。

(証拠の標目)

(略)

(争点に対する判断)

第1 本件の争点

本件の争点は、判示第2の事実に関し、赤色信号を「殊更に無視」したと認められるか、特に、①本件事故当時、本件交差点の車両用信号表示が赤色であったと認められるか、また、これを踏まえて、②被告人が、信号表示を意に介することなく、それが赤色であってもこれを無視する意思で進行したと認められるかである。

第2 本件の事実経過

関係各証拠によれば、以下の事実が問題なく認められる。

- 1 被告人は、平成29年11月27日夜、北海道登別市e町の居酒屋で飲酒した後、いずれも未成年である娘のA及びその当時の交際相手のBを自車に乗せて運転をしていたところ、同市d町f丁目g番地先路上において、前方のC運転車両を追い抜く際に車を接触させて一旦停車したが、Cから警察を呼ぶ旨告げられて自車を急発進させた。
- 2 被告人は、追跡してくるCから逃れようと、時速約100キロメートルに及ぶこともあるような高速度で運転し、同市d町f丁目h番地先交差点で赤信号を無視して左折し、同市a町b丁目i番地先丁字路交差点でも赤信号を無視して右折し、道道上登別室蘭線をe町方面に向かって直進した。
- 3 被告人運転車両は、本件交差点直前に進路をやや左に変えただけで速度を落とすことなく、少なくとも時速約91ないし97キロメートルで走行し、同日午後10時20分頃、押しボタン式歩行者用信号が青色、車両用信号が赤色を表示していたときに、同交差点に進入した。その際、被告人運転車両は、同交差点入口の横断歩道(全長約18メートル)上を右方から左方に向かい歩行していた被害者に衝突し、その身体を約50メートル以上先に跳ね飛ばした上、約110メートル先の電柱に衝突して停止した。

第3 争点① (本件交差点の信号表示) について

1 本件交差点の車両用信号は、ボタンが押された後直ちに青色から黄色に変わって3秒間継続した後、赤色に変わって35秒間継続し再び青色に変わるものであり、また、歩行者用信号は、ボタンが押された後も6秒間赤色が継続し、終わりの

点滅を含め29秒間の青色を経て再び赤色に変わるものである。また、警察官による歩行実験によれば、被害者が横断を始めてから約14.3メートル先の衝突地点に至った時間はおおむね10秒と認められる。さらに、衝突直前にBが目撃した歩行中の被害者が、比較的長い横断歩道の中程を接近車両等がないものと安心しきって横断していた様子であったことに加え、被害者のバス降車地点から衝突地点に至るまでの道筋を本件交差点の歩行者用信号に従って再現歩行した際に要した時間と、関係箇所のカメラ映像の分析によって認められる実際の経過時間(約2分20秒)とがおおむね整合していることから、被害者は歩行者用信号が青色になってから横断を開始したと認定できる。そうすると、本件交差点の車両用信号は衝突の約16秒前から黄色を、約13秒前から赤色を表示していたと認められる(仮に被害者がボタンを押してすぐに横断を開始したとしても、車両用信号は衝突の約7秒前から赤色であったこととなり、いずれにせよ衝突の幾秒も前から赤色を表示していたといえる。)。

- 2 なお弁護人は、衝突直前に被害者の様子を見たというBの証言の信用性を争っている。しかし、Bは、短時間とはいえ印象に残りやすい状況を目撃している上、その内容は事故直後の説明から一貫し、反対尋問でも動揺していない。Bの証言は十分信用できる。弁護人の主張は、事故直後の説明とのささいな違いを指摘するものでしかない。そもそも弁護人は、本件交差点の信号表示は当時変わり目であったとしているが、さしたる根拠のない主張でしかなく、採用の余地はない。
- 3 したがって、本件事故当時、本件交差点の車両用信号は十数秒前から赤色を表示していたと認められ、信号の変わり目であったという疑いは残らない。
- 第4 争点② (赤色信号の殊更無視) について
- 1 被告人は、C車両との接触事故後にCから警察を呼ぶ旨言われた後、前記のような態様で自車を運転し、本件交差点の信号が十数秒も前から赤色であったのに、高速度のまま運転を継続して本件事故を引き起こした。このような走行状況のみからも、被告人が信号表示を意に介することなく、それが赤色であってもこれを無視

する意思で進行した、つまり、赤色信号を「殊更に無視」して自動車を運転したことは明らかである。しかも、当時の状況からして、被告人は、飲酒運転の発覚を免れる意図があったと認定できる上、A、B及びCの証言等によれば、本件交差点の直前で、同乗者から赤信号である旨言われたのに、ブレーキをかけることなく本件事故に至ったと認められることにも照らすと、被告人が先のように赤色信号を「殊更に無視」したことにもはや疑いの余地はない。

2 被告人は、衝突前に、赤だという同乗者の声を聞き、赤信号に気付いてとっさにブレーキを踏んでおり、赤信号を認識できれば止まるつもりがあった旨供述している。しかし、被告人の供述は、他の証言と矛盾し又は明らかに不自然な部分が目立つ上、何より、前記のような走行状況は、およそ信号の規制に従う意思のある者の運転の仕方としてはあり得ないもので、全く信用できない。弁護人もるる主張するが、主張の内容自体に無理があるか、およそ意味のない細かな点を問題視するもので、全て失当である。

第5 結論

以上より、判示第2の危険運転致死の事実を認定した。

(法令の適用)

被告人の判示第1の行為は道路交通法117条の2の2第3号,65条1項,同法施行令44条の3に,判示第2の行為は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条5号にそれぞれ該当するところ,判示第1の罪について所定刑中懲役刑を選択し,以上は刑法45条前段の併合罪であるから,同法47条本文,10条により重い判示第2の罪の刑に同法47条ただし書の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で,被告人を懲役11年に処し,同法21条を適用して未決勾留日数中250日をその刑に算入し,訴訟費用は,刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

被告人の走行態様は、これまで検討したようなものであり、他者の生命・身体の

安全をおよそ顧みない非常に危険なものである。何の落ち度もない被害者が、若くして尊い命を奪われたという結果が重大であることは言うまでもなく、父母は、生前の被害者の人柄や思い出に思いを致しつつ、厳しい処罰感情を示している。被告人は、安易に飲酒運転をし、他のドライバーと無用ないさかいを起こした挙げ句、飲酒運転の発覚を免れたいという身勝手な動機で危険運転に及んでおり、強い非難に値する。本件の犯情は誠に悪質というべきであり、死亡被害者が1名である同種・類似の事案の中でも相当重い事案といえる。

以上に加えて、被告人は、公判廷では謝罪の言葉を述べているものの、多々不合理な弁解をして責任を逃れようとしており、真摯な反省はみられないことや、任意保険に加入していなかったためにしかるべき金銭的賠償がなされる見込みが乏しいことをも考慮し、被告人に対しては、主文の刑を科すのが相当であると判断した。

(検察官の求刑・懲役15年)

平成30年11月28日

札幌地方裁判所刑事第3部

裁判長裁判官	駒	田	秀	和
裁判官	坂	田	正	史
裁判官	先	﨑	春	奈